

広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年六月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十一号

広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例

(広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例の一部改正)

第一条 広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例(平成八年広島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。
別表第二を次のように改める。

別表第二(第九条関係)

区 分		利用料金の範囲
大研修室	国際人材の養成を目的とする研修に利用する場合	一時間までごとに 一、一〇〇円以内
	その他の場合	一時間までごとに 二、一〇〇円以内
中研修室	国際人材の養成を目的とする研修に利用する場合	一時間までごとに 五二〇円以内
	その他の場合	一時間までごとに 一、一〇〇円以内
小研修室	国際人材の養成を目的とする研修に利用する場合	一時間までごとに 二六〇円以内
	その他の場合	一時間までごとに 五二〇円以内
クッキング交流室	国際人材の養成を目的とする研修に利用する場合	一時間までごとに 六五〇円以内
	その他の場合	一時間までごとに 一、二〇〇円以内
宿泊室	国際協力センターにおける国際人材の養成を目的とする研修に伴う利用の場合	一人一泊につき 三、三〇〇円以内
	その他の場合	一人一泊につき 七、五〇〇円以内

(広島県縮景園設置及び管理条例の一部改正)

第二条 広島県縮景園設置及び管理条例(昭和三十九年広島県条例第三十六号)の一部を

次のように改正する。

別表第一中備考以外の部分を次のように改める。

別表第一（第十一条関係）

入園に係る利用料金の範囲

区分	個人	団体（二〇人以上の場合とする。）	他施設との共通券による場合
小学校児童及び中学校生徒	一人一回につき 一六〇円以内	一人一回につき 一三〇円以内	
高等学校生徒	一人一回につき 二四〇円以内	一人一回につき 一九〇円以内	
大学生	一人一回につき 二四〇円以内	一人一回につき 一九〇円以内	一人一回につき 一九〇円以内
その他一五歳以上の者	一人一回につき 三三〇円以内	一人一回につき 二六〇円以内	一人一回につき 二六〇円以内

別表第二及び別表第三を次のように改める。

別表第二（第十一条関係）

駐車場の利用料金の範囲

種別	駐車することができる自動車の範囲		単位	利用料金の範囲
	長さ			
道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三条に規定する自動車のうち、普通自動車並びに二輪自動車以外の小型自動車及び軽自動車	四・七〇メートル以下のもの	一台につき 一時間まで 一時間を超える時間 三〇分までごとに	七八〇円以内 三九〇円以内	三九〇円以内 二〇〇円以内
	四・七〇メートルを超えるもの	一台につき 一時間まで 一時間を超える時間 三〇分までごとに	七八〇円以内 三九〇円以内	

別表第三（第十一条関係）

園内施設の利用料金の範囲

園内施設名	単位	利用料金の範囲
明月亭	一時間まで（ごと）	二、八〇〇円以内
清風館	一時間まで（ごと）	八、二〇〇円以内

(広島県立美術館条例の一部改正)

第三条 広島県立美術館条例(昭和四十三年広島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第二中備考以外の部分を次のように改める。

別表第二(第十二条関係)

展示施設等の利用料金の範囲

施設区分	入場料の有料の場合		入場料の無料の場合		電気設備を利用する場合
	一日につき	一時間につき	一日につき	一時間につき	
第一 展示室	一、七〇〇円以内	一、七〇〇円以内	九〇〇円以内	九〇〇円以内	実費を基準として教育委員会が定める範囲とする。
第二 展示室	二、九〇〇円以内	二、九〇〇円以内	一、五〇〇円以内	一、五〇〇円以内	
第三 展示室	二、九〇〇円以内	二、九〇〇円以内	一、五〇〇円以内	一、五〇〇円以内	
第四 展示室	二、九〇〇円以内	二、九〇〇円以内	一、五〇〇円以内	一、五〇〇円以内	
第五 展示室	三、一〇〇円以内	三、一〇〇円以内	一、六〇〇円以内	一、六〇〇円以内	
講堂	四、七〇〇円以内	四、七〇〇円以内	二、四〇〇円以内	二、四〇〇円以内	

別表第三を次のように改める。

別表第三(第十二条関係)

駐車場の利用料金の範囲

範囲	単位	利用料金の範囲
駐車することができる自動車の範囲 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第三条に規定する自動車のうち、普通自動車並びに二輪自動車以外の小型自動車及び軽自動車	単位 一台につき 一時間まで 一時間を超える時間 三〇分までごとに	三九〇円以内 二〇〇円以内

(広島県立県民の森設置及び管理条例の一部改正)

第四条 広島県立県民の森設置及び管理条例(昭和四十六年広島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第二中備考以外の部分を次のように改める。

別表第二(第十条関係)

公園センター																			区		
洋人用室 トイレ			洋人用室 バス・トイレ			洋人用室 バス・トイレ			和 人用室			和 人用室 トイレ			和 人用室 バス・トイレ			和 人用室 バス・トイレ			分
宿泊																			単		
一人一泊につき			一人一泊につき			一人一泊につき			一人一泊につき			一人一泊につき			一人一泊につき			一人一泊につき			位
幼児	小学校児童及び中学生	その他一五歳以上の者	幼児	小学校児童及び中学生	その他一五歳以上の者	幼児	小学校児童及び中学生	その他一五歳以上の者	幼児	小学校児童及び中学生	その他一五歳以上の者	幼児	小学校児童及び中学生	その他一五歳以上の者	幼児	小学校児童及び中学生	その他一五歳以上の者	幼児	小学校児童及び中学生	その他一五歳以上の者	利用料金の範囲
六、一〇〇〇円以内	五、〇〇〇円以内	一、九〇〇円以内	七、五〇〇円以内	六、〇〇〇円以内	二、四〇〇円以内	七、五〇〇円以内	六、〇〇〇円以内	二、四〇〇円以内	五、五〇〇円以内	四、四〇〇円以内	一、七〇〇円以内	六、一〇〇円以内	五、〇〇〇円以内	一、九〇〇円以内	七、五〇〇円以内	六、〇〇〇円以内	二、四〇〇円以内	七、五〇〇円以内	六、〇〇〇円以内	二、四〇〇円以内	

牛小屋 高原公 園施設										
シャワーその他の設備等	会議室	ケビン	キャン プ場	オート キャン プ場						
				ツイン タイプ	ツイン タイプ (電源付)	シングル タイプ	シングル タイプ (電源付)	シングル タイプ 宿泊	シングル タイプ 宿泊	
			フリーサイト	区画サイト	一時使用	宿泊	一時使用	宿泊	一時使用	宿泊
	一室四時間につき	一戸一泊につき	一画一泊につき	一画一泊につき	一箇所一回につき	一箇所一泊につき	一箇所一回につき	一箇所一泊につき	一箇所一回につき	一箇所一泊につき
実費を基準として 事が定める範囲とす る。	三、五〇〇円以内	九、二〇〇円以内	一、四〇〇円以内	三、三〇〇円以内	五、八〇〇円以内	八、二〇〇円以内	四、八〇〇円以内	六、九〇〇円以内	四、一〇〇円以内	六、一〇〇円以内

(広島県民文化センター設置及び管理条例の一部改正)

第六条 広島県民文化センター設置及び管理条例(昭和五十九年広島県条例第二十一号)

の一部を次のように改正する。

別表の第一号中備考以外の部分を次のように改める。

一 広島県民文化センターを利用する場合

展示ロビー	展示室			ホール	区分		利用料金の範囲
	第三展示室	第二展示室	第一展示室		午前	午後	
五、五〇円以内		八、四〇円以内		二八、五〇円以内	九時から一二時まで	一三時から一六時まで	午前午後
五、五〇円以内		八、四〇円以内		四二、八〇円以内	一七時から二一時まで	九時から一六時まで	午後・夜間
七、一〇円以内		一〇、二〇円以内		五七、一〇円以内	二時から一六時まで	一三時から二一時まで	全日
一〇、二〇円以内		一六、九〇円以内		七一、三〇円以内			
一〇、二〇円以内		一九、八〇円以内		九九、九〇円以内			
一八、四〇円以内		二八、五〇円以内		一〇六、九〇円以内			

楽 屋			練 習 室		ホ ー ル	区 分		利 用 料 金 の 範 囲
第三楽屋	第二楽屋	第一楽屋	第二練習室	第一練習室		午前	午後	
○一、三〇 円以内	○一、三〇 円以内	○一、三〇 円以内	○四、一〇 円以内	○七、一〇 円以内	内○二二、七 〇円以			
○一、三〇 円以内	○一、三〇 円以内	○一、三〇 円以内	○四、一〇 円以内	○七、一〇 円以内	内○三四、二 〇円以	一三時か ら一六時		
○一、七〇 円以内	○一、七〇 円以内	○一、七〇 円以内	○五、五〇 円以内	○八、四〇 円以内	内○四五、五 〇円以	一七時か ら二一時		
○二、六〇 円以内	○二、六〇 円以内	○二、六〇 円以内	○八、四〇 円以内	内○一四、二 〇円以	内○五七、一 〇円以	九時から 一六時ま		
○三、〇〇 円以内	○三、〇〇 円以内	○三、〇〇 円以内	○九、九〇 円以内	内○一五、六 〇円以	内○七九、七 〇円以	一三時か ら二一時		
○四、〇〇 円以内	○四、〇〇 円以内	○四、〇〇 円以内	内○一一、二 〇円以	内○二一、四 〇円以	内○八五、六 〇円以	九時から 二一時ま		
						全日		

別表の第一号備考一中「範囲に」を「範囲の上限額に」に、「額の範囲」を「額以内」に改め、同号備考二中「範囲（）」を「範囲の上限額（）」に、「範囲（）」を「範囲の上限額（）」に、「額の範囲」を「額以内」に改め、同号備考三中「する場合」の下に「におけるホール等の利用料金の範囲」を加え、「範囲（）」を「範囲の上限額（）」に、「範囲（）」を「範囲の上限額（）」に改め、同表の第二号中備考以外の部分を次のように改める。

二 広島県民文化センターふくやまを利用する場合

附 属 設 備	駐 車 場	楽 屋			練 習 室		
		第四楽屋	第三楽屋	第一楽屋	第三練習室	第二練習室	第一練習室
知 事 が 定 め る 範 囲		○一、五〇 円以内			○四、一〇 円以内		○八、四〇 円以内
		○一、五〇 円以内			○四、一〇 円以内		○八、四〇 円以内
		○二、二〇 円以内			○五、五〇 円以内		内○一一、二 〇円以
		○二、九〇 円以内			○八、四〇 円以内		内○一六、九 〇円以
		○三、六〇 円以内			○九、九〇 円以内		内○一九、八 〇円以
		○五、〇〇 円以内			内○一四、二 〇円以		内○二八、五 〇円以

附属設備	文化交流室		主催者控室	ゲストルーム	第四楽屋
	二分の一画	全区画			
知事が定める範囲	〇四、一〇〇円以内	〇七、一〇〇円以内	〇一、五〇〇円以内	〇二、九〇〇円以内	
	〇四、一〇〇円以内	〇七、一〇〇円以内	〇一、五〇〇円以内	〇二、九〇〇円以内	
	〇五、五〇〇円以内	〇八、四〇〇円以内	〇一、九〇〇円以内	〇三、七〇〇円以内	
	〇八、四〇〇円以内	内 〇一四、二〇〇円以	〇二、九〇〇円以内	〇五、八〇〇円以内	
	〇九、九〇〇円以内	内 〇一五、六〇〇円以	〇三、三〇〇円以内	〇六、六〇〇円以内	
	内 〇一〇〇円以	内 〇二一、四〇〇円以	〇四、六〇〇円以内	〇九、二〇〇円以内	

別表の第二号備考一中「範囲に」を「範囲の上限額に」に、「額の範囲」を「額以内」に改め、同号備考二中「範囲（）」を「範囲の上限額（）」に、「範囲（）」を「範囲の上限額（）」に、「額の範囲」を「額以内」に改め、同号備考三中「する場合」の下に「におけるホール等の利用料金の範囲」を加え、「範囲（）」を「範囲の上限額（）」に、「範囲（）」を「範囲の上限額（）」に、「額の範囲」を「額以内」に改める。

（広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例の一部改正）

第七条 広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例（昭和五十九年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の第一号中備考以外の部分を次のように改める。

一 公園センター地区

区	宿泊所		単	位	利用料金の範囲
	宿泊	普通室			
一時	普通室	大広間及び小広間	一人一泊につき	幼児 小学校児童及び 中学校生徒 その他一五歳以上の者	一、五〇〇円以内
普通室	普通室	大広間及び小広間	一室一回につき	幼児 小学校児童及び 中学校生徒 その他一五歳以上の者	四、二〇〇円以内
				幼児	五、六〇〇円以内
				小学校児童及び 中学校生徒	一、三〇〇円以内
				その他一五歳以上の者	二、一〇〇円以内
					三、二〇〇円以内
					四、七〇〇円以内

ロープ塔その他の設備	芝広場及び駐車場	野外ステージ	運動広場						テニスコート		キャンパス		体育館		研修棟					
			入場料有料で興行をするために専用使用する場合	分割(四分の一)		分割(二分の一)		全面		クレークコート	全天候コート	常設テント	専用利用	個人	一五〇人部屋	一一〇人部屋	八〇人部屋	七〇人部屋	四〇人部屋	使用
四時間まで		一日		一日		一日		一日	一日	一日	一日	一日	一室四時間まで(ことに)	一室四時間まで(ことに)	一室四時間まで(ことに)	一室四時間まで(ことに)	一室四時間まで(ことに)	一室四時間まで(ことに)	一室四時間まで(ことに)	
実費を基準として知事が定める範囲とする。	知事が定める額とする。	八、六〇〇円以内	二、二〇〇円以内		四、三〇〇円以内		八、六〇〇円以内		一、三〇〇円以内	一、七〇〇円以内	一、三〇〇円以内	二〇、四八〇円以内	二、七三〇円以内	二一、五〇〇円以内	一一、五〇〇円以内	一一、五〇〇円以内	五、九〇〇円以内	一一、〇〇〇円以内	五、六〇〇円以内	
			二、九〇〇円以内		三六〇円以内		一、五〇〇円以内		一、三〇〇円以内	一、〇〇〇円以内	一、〇〇〇円以内	五、七〇〇円以内	二〇、四八〇円以内	二、七三〇円以内	二一、五〇〇円以内	一一、五〇〇円以内	一一、五〇〇円以内	五、九〇〇円以内	一一、〇〇〇円以内	五、六〇〇円以内

施設等	研修室	運動広場										日本庭園休憩室（専用使用に限る。）	バーベキュー広場	駐車場	その他							
		分割（四分の一）			分割（二分の一）			全面							一箇所一回につき	一日一回につき	団体（二〇人以上）	小学校児童及び中学校生徒以上の者				
広場、サイクリングロード、自転車その他知事が別に定める施設等	知事が定める範囲	屋九〇人部	一室二時間までごとに	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	一時間までごとに	一箇所一回につき	一日一回につき	普通自動車	大型自動車	野外炉付きサイト	その他のサイト	小学校児童及び中学校生徒以上の者	一三〇円以内
		屋四五人部	一室二時間までごとに	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	一時間までごとに	一箇所一回につき	一日一回につき	普通自動車	大型自動車	野外炉付きサイト	その他のサイト	小学校児童及び中学校生徒以上の者	二六〇円以内
		屋九〇人部	一室二時間までごとに	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	一時間までごとに	一箇所一回につき	一日一回につき	普通自動車	大型自動車	野外炉付きサイト	その他のサイト	小学校児童及び中学校生徒以上の者	四一〇円以内
		屋九〇人部	一室二時間までごとに	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	一時間までごとに	一箇所一回につき	一日一回につき	普通自動車	大型自動車	野外炉付きサイト	その他のサイト	小学校児童及び中学校生徒以上の者	一、三四〇円以内
		屋九〇人部	一室二時間までごとに	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	一時間までごとに	一箇所一回につき	一日一回につき	普通自動車	大型自動車	野外炉付きサイト	その他のサイト	小学校児童及び中学校生徒以上の者	二、〇〇〇円以内
		屋九〇人部	一室二時間までごとに	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	一時間までごとに	一箇所一回につき	一日一回につき	普通自動車	大型自動車	野外炉付きサイト	その他のサイト	小学校児童及び中学校生徒以上の者	四、四〇〇円以内
		屋九〇人部	一室二時間までごとに	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	一時間までごとに	一箇所一回につき	一日一回につき	普通自動車	大型自動車	野外炉付きサイト	その他のサイト	小学校児童及び中学校生徒以上の者	一、三〇〇円以内
		屋九〇人部	一室二時間までごとに	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	一時間までごとに	一箇所一回につき	一日一回につき	普通自動車	大型自動車	野外炉付きサイト	その他のサイト	小学校児童及び中学校生徒以上の者	七、八〇〇円以内
		屋九〇人部	一室二時間までごとに	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	一時間までごとに	一箇所一回につき	一日一回につき	普通自動車	大型自動車	野外炉付きサイト	その他のサイト	小学校児童及び中学校生徒以上の者	一三、〇〇〇円以内
		屋九〇人部	一室二時間までごとに	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	一時間までごとに	一箇所一回につき	一日一回につき	普通自動車	大型自動車	野外炉付きサイト	その他のサイト	小学校児童及び中学校生徒以上の者	二、六〇〇円以内

別表第三を次のように改める。

別表第三（第七条、第九条関係）

大会議室	区分		単位	利用料金の範囲
	区	分		
大会議室	二時間につき	延長一時間につき	九七、八〇〇円以内	四八、九〇〇円以内

ホ ー ル	区 分	利 用 料 金 の 範 囲					
		平 日	午前	午後	夜 間	午前・午後	午後・夜間
六〇〇円以内	一二五、 一〇〇円	九時から 一二時まで	一三時か ら一六時 まで	一七時か ら二一時 まで	九時から 一六時ま で	一三時か ら二一時 まで	九時から 二一時ま で
四〇〇円以内	二〇三、 一〇〇円	一三時か ら一六時 まで	一七時か ら二一時 まで	九時から 一六時ま で	一三時か ら二一時 まで	九時から 二一時ま で	
九〇〇円以内	二九四、 一〇〇円	一七時か ら二一時 まで	九時から 一六時ま で	一三時か ら二一時 まで	九時から 二一時ま で	九時から 二一時ま で	
四〇〇円以内	二五九、 一〇〇円	九時から 一六時ま で	一三時か ら二一時 まで	九時から 二一時ま で	九時から 二一時ま で	九時から 二一時ま で	
四〇〇円以内	四〇一、 一〇〇円	九時から 二一時ま で	一三時か ら二一時 まで	九時から 二一時ま で	九時から 二一時ま で	九時から 二一時ま で	
五〇〇円以内	四五〇、 一〇〇円	九時から 二一時ま で	一三時か ら二一時 まで	九時から 二一時ま で	九時から 二一時ま で	九時から 二一時ま で	

別表（第十条関係）

別表中備考以外の部分を次のように改める。

部を次のように改正する。

第十条 広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例（平成十九年広島県条例第三号）の

（広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例の一部改正）

テ ニ ス コ ー ト 照 明 設 備	テ ニ ス コ ー ト	コ ー テ		セ ミ ナ ー ハ ウ ス	棟 的 多 目 的 ホ ル									
		六 人 用			四 人 用		プ ー ル	小 会 議 室		中 会 議 室				
		一 時 利 用	宿 泊		一 時 利 用	宿 泊		分 割 （ 一 ）	分 割 （ 三 ）	全 面	分 割 （ 一 ）	分 割 （ 二 ）	全 面	
一回一時間につき	一面一時間につき	一棟二時間につき	一泊一棟につき	延長一時間につき	二時間につき	一人一回につき	延長一時間につき	二時間につき	延長一時間につき	二時間につき	延長一時間につき	二時間につき	延長一時間につき	二時間につき
四〇〇円以内	一、九〇〇円以内	一五、五〇〇円以内	六六、二〇〇円以内	一九、七〇〇円以内	三九、三〇〇円以内	七〇〇円以内	三、八〇〇円以内	七、六〇〇円以内	一一、四〇〇円以内	一二、七〇〇円以内	一一、五〇〇円以内	二三、一〇〇円以内	一九、二〇〇円以内	三八、三〇〇円以内

附属設備	録画編集室	オーディオルーム	音楽室		スタジオ	リハーサル室			休日
			第二音楽室	第一音楽室		第三リハーサル室	第二リハーサル室	第一リハーサル室	
知事が定める範囲	○三、九〇円以内	○六、二〇円以内	○四、一〇円以内	○六、九〇円以内	○六、九〇円以内	○六、九〇円以内	○八、九〇円以内	○一、六〇円以内	一四六、一〇〇円以内
	○三、九〇円以内	○八、九〇円以内	○五、五〇円以内	○一〇、三〇円以内	○一〇、二〇円以内	○一〇、二〇円以内	○一、二〇円以内	○一、六〇円以内	二七〇、三〇〇円以内
	○三、九〇円以内	○一、六〇円以内	○六、九〇円以内	○一三、七〇円以内	○一、二〇円以内	○一、二〇円以内	○一、六〇円以内	○二、九〇円以内	三二〇、八〇〇円以内
	○七、八〇円以内	○一五、〇〇円以内	○九、六〇円以内	○一七、一〇円以内	○一七、〇〇円以内	○一七、〇〇円以内	○二、一〇円以内	○二、八〇円以内	三三〇、四〇〇円以内
	○七、八〇円以内	○二〇、五〇円以内	○一、二〇円以内	○二四、〇〇円以内	○二、三〇円以内	○二、三〇円以内	○二、九〇円以内	○三、八〇円以内	四六四、一〇〇円以内
	○一〇、四〇円以内	○二一、九〇円以内	○一三、七〇円以内	○二六、〇〇円以内	○二四、六〇円以内	○三、一〇円以内	○四、一〇円以内	○四、一〇円以内	五一八、七〇〇円以内

別表備考二中「録画編集室」の下に「(以下「ホール等」という。)」を、「する場
合」の下に「におけるホール等の利用料金の範囲」を加え、「範囲の額」を「範囲の上
限額」に、「額の範囲」を「額以内」に改める。

(広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例の一部改正)

第十一条 広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例(昭和五十三年

広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第二の第一号を次のように改める。

一 個人で利用する場合

利用できる施設	区分	単位	利用料金の範囲
小学校児童、中学校生徒及	区 分	一回券	三三〇円以内

アリーナ、プール、トレーニング室、卓球室			び高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）生徒 右に掲げる者以外の者であつて満一五歳以上の者			一回券	一回券	一回券	三、三〇〇円以内 六、五〇〇円以内
----------------------	--	--	---	--	--	-----	-----	-----	----------------------

別表第二の第二号中備考以外の部分を次のように改める。

二 貸切で利用する場合

利用できる施設	利用料金の範囲			
	午前	午後	夜間	一日
アーナ 全面	七、一〇〇円以内	一一、四〇〇円以内	七、一〇〇円以内	二五、四〇〇円以内
アーナ 半面	三、六〇〇円以内	五、七〇〇円以内	三、六〇〇円以内	一一、七〇〇円以内
プール	六、五〇〇円以内	一〇、四〇〇円以内	六、五〇〇円以内	二三、四〇〇円以内
会議室 全面	四、三〇〇円以内	七、一〇〇円以内	四、三〇〇円以内	一五、六〇〇円以内
会議室 半面	二、二〇〇円以内	三、六〇〇円以内	二、二〇〇円以内	七、八〇〇円以内
調理実習室	二、〇〇〇円以内	三、三〇〇円以内	二、〇〇〇円以内	七、二〇〇円以内

（広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例の一部改正）

第十二条 広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例（昭和五十六年広島県条例

第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二中備考以外の部分を次のように改める。

別表第二（第七条、第八条関係）

（宿泊施設等を利用する場合の利用料金）

利用区分	単位	利用料金の範囲	
宿泊施設	一人一泊につき	療育支援センターの入所者の三親等以内の親族	八一〇円以内
		研修のために利用する者	二、二〇〇円以内
	その他の者		三、三〇〇円以内
			一、四〇〇円以内
大会議室	一室につき四時間まで（ことに		

会議室	八二〇円以内
研修室	八一〇円以内

(広島県健康福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第十三条 広島県健康福祉センター設置及び管理条例(平成四年広島県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第七条―第十二条関係)

施設	利用料金の範囲	
	九時から一二時までの間利用する場合	一三時から一七時までの間利用する場合
大研修室	二二、一〇〇円以内	二八、二〇〇円以内
中研修室	六、七〇〇円以内	八、九〇〇円以内
小研修室	三、四〇〇円以内	四、五〇〇円以内
総合研修室	七、一〇〇円以内	九、四〇〇円以内
中会議室	七、二〇〇円以内	九、五〇〇円以内
小会議室	三、五〇〇円以内	四、七〇〇円以内
栄養実習室	三、九〇〇円以内	五、二〇〇円以内
		九、一〇〇円以内

(広島県立産業会館設置及び管理条例の一部改正)

第十四条 広島県立産業会館設置及び管理条例(昭和四十五年広島県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

別表の第一号の1中備考以外の部分を次のように改める。

1 本館及び東展示館

区	分	利用料金の範囲
	九時から一二時までの間利用する場合	一平方メートルにつき 八四円以内
	一三時から一七時までの間利用する場合	一平方メートルにつき 一一〇円以内
	九時から一七時までの間利用する場合	一平方メートルにつき 一九三元以内
	七時から九時まで、一時から一三時まで又は一七時から二三時までの間利用する場合	一平方メートルにつき一時間 までごとに 二九円以内

駐車場	知事が定める範囲	
	機	一日一脚につき 四六円以内
附属設備	機	一日一脚につき 四六円以内
	いす	一日一脚につき 四六円以内

別表の第一号の1備考二中「十五円から二十九円までの範囲内」を「二十九円以内」に改め、同号の2中備考以外の部分を次のように改める。

2 西展示館

展示室、控室及び商談室	区		分	利用料金の範囲
	九時から一二時までの間利用する場合	一平方メートルにつき 九四円以内		
駐車場	区		分	利用料金の範囲
	九時から一七時までの間利用する場合	一平方メートルにつき 一二五円以内		
附属設備	区		分	利用料金の範囲
	七時から九時まで、一二時から一三時まで又は一七時から二三時までの間利用する場合	一平方メートルにつき一時間までごとに 三三円以内		
附属設備	区		分	利用料金の範囲
	機	知事が定める範囲		
	いす	一日一脚につき 四六円以内		

別表の第一号の2備考二中「十七円から三十三円までの範囲内」を「三十三円以内」に改め、同表の第二号中備考以外の部分を次のように改める。

二 広島県立ふくやま産業交流館を利用する場合

大展示室	区		分	利用料金の範囲
	展示会、見本市等に利用する場合	九時から一三時までの間利用する場合		
スポーツ・レクリエー	区		分	利用料金の範囲
	九時から一三時までの間利用する場合	一平方メートルにつき 一六円以内		
レクリエー	区		分	利用料金の範囲
	七時から九時まで又は一七時から二三時までの間利用する場合	一平方メートルにつき一時間までごとに 三六円以内		
レクリエー	区		分	利用料金の範囲
	一三時から一七時までの間利用する場合	一平方メートルにつき 一一円以内		

小展示室	展示会、見本市等に利用する場合	九時から一三時までの間利用する場合	一平方メートルにつき 一三〇円以内
		一三時から一七時までの間利用する場合	一平方メートルにつき 一三〇円以内
会議室及び研修室	展示会、見本市等に利用する場合	七時から九時まで又は一七時から二三時までの間利用する場合	一平方メートルにつき一時間 四二円以内
		九時から一三時までの間利用する場合	一平方メートルにつき 一五六円以内
控室及び倉庫	展示会、見本市等に利用する場合	一三時から一七時までの間利用する場合	一平方メートルにつき 一五六円以内
		七時から九時まで又は一七時から二三時までの間利用する場合	一平方メートルにつき一時間 五〇円以内
附属設備	展示会、見本市等に利用する場合	九時から一三時までの間利用する場合	一平方メートルにつき 一一円以内
		一三時から一七時までの間利用する場合	一平方メートルにつき 一一円以内
附属設備	展示会、見本市等に利用する場合	七時から九時まで又は一七時から二三時までの間利用する場合	一平方メートルにつき一時間 三六円以内
		知事が定める範囲	

別表の第二号備考二中「十八円から三十六円までの範囲内」を「三十六円以内」に改め、同号備考三中「二十二円から四十二円までの範囲内」を「四十二円以内」に改め、同号備考四中「二十六円から五十円までの範囲内」を「五十円以内」に改め、同号備考五中「十八円から三十六円までの範囲内」を「三十六円以内」に改める。

(広島県立産業技術交流センター設置及び管理条例の一部改正)

第十五条 広島県立産業技術交流センター設置及び管理条例(昭和六十三年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第六条―第八条、第十条―第十三条関係)

利用料金の範囲

施設	第一研修室	第二研修室	第三研修室	会議室	視聴覚研修室	多目的ホール	事務室	
							一般来館者用駐車場	事務室利用団体用駐車場
九時から二時までの間利用する場合	五、四〇〇円以内	五、四〇〇円以内	四、〇〇〇円以内	六、六〇〇円以内	七、五〇〇円以内	一六、一〇〇円以内	一平方メートル当たり一月につき一、九〇〇円以内	
一三時から一七時までの間利用する場合	七、一〇〇円以内	七、一〇〇円以内	五、四〇〇円以内	八、八〇〇円以内	一〇、〇〇〇円以内	二一、五〇〇円以内	知事が定める範囲	
九時から一七時までの間利用する場合	一二、五〇〇円以内	一二、五〇〇円以内	九、三〇〇円以内	一五、三〇〇円以内	一七、五〇〇円以内	三七、六〇〇円以内		
一七時から二時までの間利用する場合	七、一〇〇円以内	七、一〇〇円以内	五、四〇〇円以内	八、八〇〇円以内	一〇、〇〇〇円以内	二一、五〇〇円以内		

(広島県マリーナ条例の一部改正)

第十六条 広島県マリーナ条例(平成八年広島県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中備考以外の部分を次のように改める。

別表第一(第九条関係)

艇置施設の種類	単位	利用料金の範囲・使用料の額
マリーナ施設	陸上艇置施設	
	一フィート一年につき	
	艇長二五フィート未満	一八、〇〇〇円以内
	艇長二五フィート以上三〇フィート未満	二三、〇〇〇円以内
	艇長三〇フィート以上三五フィート未満	二五、〇〇〇円以内
	艇長三五フィート以上四〇フィート未満	二九、〇〇〇円以内
	艇長四〇フィート以上四五フィート未満	三四、〇〇〇円以内

上下架施設	<p>艇長四五フィート以上五〇フ イト未満</p> <p>艇長五〇フィート以上</p> <p>ディングーヨット陸上艇置施設 一隻一年につき</p> <p>艇長一四フィート未満 艇長一四フィート以上一七フ イト未満</p> <p>艇長一七フィート以上</p> <p>海上艇置施設 一区画一年につき</p> <p>艇長二五フィート未満用区画 艇長三〇フィート未満用区画 艇長三五フィート未満用区画 艇長四〇フィート未満用区画 艇長五〇フィート未満用区画 艇長六〇フィート未満用区画</p> <p>ビクター用海上艇置施設 一隻一日につき</p> <p>艇長二五フィート未満 艇長二五フィート以上三〇フ イト未満</p> <p>艇長三〇フィート以上三五フ イト未満</p> <p>艇長三五フィート以上四〇フ イト未満</p> <p>艇長四〇フィート以上五〇フ イト未満</p> <p>艇長五〇フィート以上六〇フ イト未満</p> <p>陸上艇置施設使用者が使用する場 合</p> <p>一隻一年につき</p> <p>艇長二五フィート未満 艇長二五フィート以上三〇フ イト未満</p> <p>艇長三〇フィート以上三五フ イト未満</p> <p>艇長三五フィート以上四〇フ イト未満</p> <p>艇長四〇フィート以上四五フ イト未満</p> <p>艇長四五フィート以上</p> <p>その他の場合 一回につき</p> <p>艇長二五フィート未満 艇長二五フィート以上三〇フ</p>	<p>三八、〇〇〇円以内</p> <p>四二、〇〇〇円以内</p> <p>四三、〇〇〇円以内</p> <p>四三、 五七、 〇〇〇円以内</p> <p>七三、 〇〇〇円以内</p> <p>二、 二九二、 〇〇〇円以内</p> <p>一、 四〇〇円以内</p> <p>二、 〇〇〇円以内</p> <p>二、 三〇〇円以内</p> <p>三、 一〇〇円以内</p> <p>四、 三〇〇円以内</p> <p>六、 四〇〇円以内</p> <p>二、 一〇〇円以内</p> <p>四九、 九〇〇円以内</p> <p>五六、 二〇〇円以内</p> <p>七四、 九〇〇円以内</p> <p>一〇三、 〇〇〇円以内</p> <p>一五六、 〇〇〇円以内</p> <p>二一八、 四〇〇円以内</p> <p>二、 一〇〇円以内</p> <p>二、 三〇〇円以内</p>
-------	---	--

				艇庫	一平方メートル当たり一年までごとに 艇長三〇フィート以上三五フィート未満 艇長三五フィート以上四〇フィート未満 艇長四〇フィート以上四五フィート未満 艇長四五フィート以上	三、一〇〇円以内 四、三〇〇円以内 六、五〇〇円以内 九、一〇〇円以内
				クラブルーム	一室一年までごとに	二二五、〇〇〇円以内
				会議室	一日までごとに	九、六〇〇円以内
			港湾施設用地		一平方メートル一月までごとに	一七五円に国有資産等所在市町村交付金相当額を加えた額
			駐車場	一台一回につき 車体の長さが五メートル未満の場合 一時間までごとに 五時間を超える場合、二四時間までごとに 車体の長さが五メートル以上の場合 一時間までごとに 五時間を超える場合、二四時間までごとに	二三〇円以内 一、三〇〇円以内 四七〇円以内 二、六〇〇円以内	
			シャワー	一人一回につき		一三〇円以内

(ボートパーク広島設置及び管理に関する条例の一部改正)

第十七条 ボートパーク広島設置及び管理に関する条例(平成十七年広島県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中備考以外の部分を次のように改める。

別表第一(第九条関係)

	ボートパーク施設の種類	単位	利用料金の範囲・使用料の額
	係留施設	一 棧橋一年につき 七メートル 棧橋 八メートル 棧橋 九メートル 棧橋 一メートル 棧橋 一四メートル 棧橋	二三四、〇〇〇円以内 二七三、〇〇〇円以内 三一二、〇〇〇円以内 四五二、四〇〇円以内 七六四、四〇〇円以内
	港湾施設用地	一平方メートル一月までごとに	一七二円に国有資産等所在市町村交付金相当額を加えた額

駐車場	一台一回につき 車体の長さが五メートル以下 駐車時間が一〇時間未満の場合 一時間につき 駐車時間が一〇時間以上二四時間未満の場合 駐車時間が二四時間を超える場合 二四時間につき	一、三〇〇円以内 一、三〇〇円以内
回数券 車体の長さが五メートル以下 一日につき一台当たり		ただし、二四時間に満たない 端数があるときは、その端数 時間に駐車時間が一〇時間未 満の場合の一時間につきの利 用料金を乗じて得た額（駐車 時間が二四時間を超える場合 の二四時間につきの額を超え るときは、その額）を加算し た額 七八〇円以内

（広島県都市公園条例の一部改正）

第十八条 広島県都市公園条例（昭和五十五年広島県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中備考以外の部分を次のように改める。

別表第一（第十七条関係）

一 カルチャーセンターの利用料金

区	分		単		利用料金の範囲
	単位	単位	単位	単位	
アリ ーナ	入場料の有無の場合	アマチュアスポーツ又は営利若しくは宣伝を目的としない文化活動に使用する場合	一時間につき	半日につき	一四、六〇〇円以内
	入場料の有無の場合	アマチュアスポーツ又は営利若しくは宣伝を目的としない文化活動に使用する場合	一時間につき	半日につき	五八、三〇〇円以内
	その他に使用する場合	アマチュアスポーツ又は営利若しくは宣伝を目的としない文化活動に使用する場合	一時間につき	半日につき	九四、七〇〇円以内
	その他に使用する場合	アマチュアスポーツ又は営利若しくは宣伝を目的としない文化活動に使用する場合	一時間につき	半日につき	四三、七〇〇円以内
	その他に使用する場合	アマチュアスポーツ又は営利若しくは宣伝を目的としない文化活動に使用する場合	一時間につき	半日につき	一七四、八〇〇円以内
	その他に使用する場合	アマチュアスポーツ又は営利若しくは宣伝を目的としない文化活動に使用する場合	一時間につき	半日につき	二八四、〇〇〇円以内
	その他に使用する場合	アマチュアスポーツ又は営利若しくは宣伝を目的としない文化活動に使用する場合	一時間につき	半日につき	二、一〇〇円以内
	その他に使用する場合	アマチュアスポーツ又は営利若しくは宣伝を目的としない文化活動に使用する場合	一時間につき	半日につき	八、四〇〇円以内
	その他に使用する場合	アマチュアスポーツ又は営利若しくは宣伝を目的としない文化活動に使用する場合	一日につき	一日につき	一三、六〇〇円以内

視聴覚室	その他に使用する場 合			一時間につき	一四、六〇〇円以内
	一日につき	半日につき	一時間につき	五八、三〇〇円以内	
研修室	一日につき	半日につき	一時間につき	九四、七〇〇円以内	
	一日につき	半日につき	一時間につき	五、九〇〇円以内	
会議室	一日につき	半日につき	一時間につき	三、七〇〇円以内	
	一日につき	半日につき	一時間につき	六五〇円以内	
楽屋	一日につき	半日につき	一時間につき	二、六〇〇円以内	
	一日につき	半日につき	一時間につき	四、二〇〇円以内	
文化活動室	一日につき	半日につき	一時間につき	二、五〇〇円以内	
	一日につき	半日につき	一時間につき	一、六〇〇円以内	
附属設備	一日につき	半日につき	一時間につき	一、〇四〇円以内	
	一日につき	半日につき	一時間につき	一、七〇〇円以内	
知事が定める範囲					

二 野外ステージ及び文化の広場の利用料金

区 分	単 位	利用料金の範囲	
		一日につき	半日につき
入場料無料の場合	一日につき	一三、〇〇〇円以内	八、六〇〇円以内
	半日につき	九一、三〇〇円以内	六〇、九〇〇円以内
入場料有料の場合	一日につき	一三、〇〇〇円以内	八、六〇〇円以内
	半日につき	九一、三〇〇円以内	六〇、九〇〇円以内

三 パークゴルフ場の利用料金

区 分	単 位	利用料金の範囲	
		一日につき	半日につき
小学校児童、中学校生徒及び高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）生徒	最初のラウンド	六五〇円以内	一三〇円以内
	二ラウンド目以降 一ラウンドにつき	一三〇円以内	一三〇円以内

その他満一五歳以上の者		最初のラウンド	一、三〇〇円以内
		二ラウンド目以降 一ラウンドにつき	二六〇円以内

四 テニススコートの利用料金

区		分		単位	利用料金の範囲
入場料有の場合	アマチュアスポーツに使用する場合	小学校児童、中学生徒及び高等学校生徒	その他満一五歳以上の者	一面一時間につき	二、〇〇〇円以内
				一面一時間につき	二、〇〇〇円以内
入場料無の場合	アマチュアスポーツに使用する場合	小学校児童、中学生徒及び高等学校生徒	その他満一五歳以上の者	一面一時間につき	三、九〇〇円以内
				一面一時間につき	二〇〇円以内
アマチュアスポーツ以外に使用する場合	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	小学校児童、中学生徒及び高等学校生徒	その他満一五歳以上の者	一面一時間につき	三九〇円以内
				一面一時間につき	七八〇円以内

五 プールの利用料金

区		分		単位	利用料金の範囲
専用使用の場合	全コース	一時間まで	一時間まで	一時間までごとに	二、七〇〇円以内
				一時間までごとに	三九〇円以内
専用使用でない場合	小学校児童、中学生徒及び高等学校生徒	一回券	一回券	一回券	二六〇円以内
				一回券	二、七〇〇円以内
				一回券	四六〇円以内
				一回券	四、七〇〇円以内

六 トレーニング室の利用料金

区	分	単位	利用料金の範囲
---	---	----	---------

小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒	一回券	二六〇円以内
	一回券	二、六〇〇円以内
	一回券	三九〇円以内
その他満一五歳以上の者	一回券	三、九〇〇円以内

別表第一備考二中「範囲に」を「範囲の上限額に」に、「額の範囲」を「額以内」に改め、同表備考三中「当該区分の」の下に「利用料金の範囲の上限額に」を加え、「額の範囲」を「額以内」に改め、同表備考四中「除く。」の下に「の利用料金の範囲」を加え、「範囲に」を「範囲の上限額に」に、「額の範囲」を「額以内」に改め、同表備考六中「額の範囲」を「範囲の上限額」に改める。

別表第二中備考以外の部分を次のように改める。

別表第二(第十七条関係)

びんご運動公園

一 陸上競技場の利用料金

区	分		単 位	利用料金の範囲
	専用使 用の場 合	入場料有料 の場合		
個人使 用の場 合	入場料無料 の場合	アマチュアス ポーツに使用 する場合	一時間につき	一八、二〇〇円以内
			半日につき	五四、六〇〇円以内
		アマチュアス ポーツ以外に 使用する場合	一日につき	九一、〇〇〇円以内
			一日につき	一八二、〇〇〇円以内
		アマチュアス ポーツに使用 する場合	一時間につき	三、七〇〇円以内
			半日につき	一一、〇〇〇円以内
	入場料有料 の場合	アマチュアス ポーツ以外に 使用する場合	一日につき	一八、二〇〇円以内
			半日につき	七、三〇〇円以内
		アマチュアス ポーツ以外に 使用する場合	一日につき	二一、九〇〇円以内
			半日につき	三六、四〇〇円以内
		アマチュアス ポーツ以外に 使用する場合	一日につき	六〇円以内
			二時間につき	一〇〇円以内

二 球技場の利用料金

四 健康スポーツセンターサブアリーナの利用料金

区		分			単	位	利用料金の範囲
入場料有料の場合	アマチュアスポーツ又は営利若しくは宣伝を目的としない文化活動に使用する場合	その他に使用する場合	一日につき	半日につき	一時間につき	六、五〇〇円以内	
			一日につき	半日につき	一時間につき	二六、四〇〇円以内	
入場料無料の場合	アマチュアスポーツ又は営利若しくは宣伝を目的としない文化活動に使用する場合	その他に使用する場合	一日につき	半日につき	一時間につき	四二、九〇〇円以内	
			一日につき	半日につき	一時間につき	一九、八〇〇円以内	
入場料無料の場合	アマチュアスポーツ又は営利若しくは宣伝を目的としない文化活動に使用する場合	その他に使用する場合	一日につき	半日につき	一時間につき	七九、三〇〇円以内	
			一日につき	半日につき	一時間につき	一二八、九〇〇円以内	
入場料無料の場合	アマチュアスポーツ又は営利若しくは宣伝を目的としない文化活動に使用する場合	その他に使用する場合	一日につき	半日につき	一時間につき	九一〇円以内	
			一日につき	半日につき	一時間につき	三、八〇〇円以内	
入場料無料の場合	アマチュアスポーツ又は営利若しくは宣伝を目的としない文化活動に使用する場合	その他に使用する場合	一日につき	半日につき	一時間につき	六、〇〇〇円以内	
			一日につき	半日につき	一時間につき	六、五〇〇円以内	
入場料無料の場合	アマチュアスポーツ又は営利若しくは宣伝を目的としない文化活動に使用する場合	その他に使用する場合	一日につき	半日につき	一時間につき	二六、四〇〇円以内	
			一日につき	半日につき	一時間につき	四二、九〇〇円以内	

五 テニスコートの利用料金

区		分			単	位	利用料金の範囲
入場料有料の場合	アマチュアスポーツに使用する場合	その他満一五歳以上の者	一日につき	半日につき	一時間につき	五、九〇〇円以内	
			一日につき	半日につき	一時間につき	一一、九〇〇円以内	
入場料無料の場合	アマチュアスポーツに使用する場合	その他満一五歳以上の者	一日につき	半日につき	一時間につき	一一、九〇〇円以内	
			一日につき	半日につき	一時間につき	一一、九〇〇円以内	
入場料無料の場合	アマチュアスポーツに使用する場合	その他満一五歳以上の者	一日につき	半日につき	一時間につき	二一、四〇〇円以内	
			一日につき	半日につき	一時間につき	二一、四〇〇円以内	
入場料無料の場合	アマチュアスポーツに使用する場合	その他満一五歳以上の者	一日につき	半日につき	一時間につき	二、四〇〇円以内	
			一日につき	半日につき	一時間につき	二、四〇〇円以内	

	使用する 場合	その他満一五歳 以上の者	一面一時間 につき	一、六〇〇円以内
--	------------	-----------------	--------------	----------

六 プールの利用料金

区		分		単	位	利用料金の範囲
専用使用の場合	全コース	一コースにつき	に	一時間まで	ごと	二、七〇〇円以内
				一時間まで	ごと	三九〇円以内
専用使用でない場合	小学校児童、中学生及び高等学校生徒	一回券	一回券	一回券	一回券	二、七〇〇円以内
						四六〇円以内
						二、七〇〇円以内
						四、七〇〇円以内

七 オートキャンプ場の利用料金

区		分		単	位	利用料金の範囲
宿泊	通常期	繁忙期	通常期	一サイト一泊につき	一サイト一回につき	六、五〇〇円以内
						七、八〇〇円以内
一時使用	繁忙期	通常期	通常期	一サイト一回につき	一サイト一回につき	三、三〇〇円以内
						三、九〇〇円以内

八 野球場の利用料金

区		分		単	位	利用料金の範囲
入場料有料の場合	アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	一日につき	一時間につき	一六、三〇〇円以内
						四八、八〇〇円以内
入場料無料の場合	アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	一日につき	一時間につき	八一、三〇〇円以内
						一六二、五〇〇円以内
				半日につき	一時間につき	四八七、五〇〇円以内
						八一二、五〇〇円以内
				半日につき	一時間につき	三、三〇〇円以内
						九、八〇〇円以内
				一日につき	一時間につき	一六、三〇〇円以内
						三二二、五〇〇円以内
				半日につき	一時間につき	九七、五〇〇円以内

	一日につき	一六二、五〇〇円以内
--	-------	------------

九 附属施設の利用料金

附属設備	区		分		単位	利用料金の範囲
	陸上競技場	会議室 (一室 につき)	大会議室	会議室		
視聴覚室	小学校児童、中 学校生徒及び高 等学校生徒 その他満一五歳 以上の者	健康スポーツセ ンター	会議室 A	会議室 B	一時間につき	一三〇円以内
			会議室	会議室	一時間につき	三九〇円以内
			テニスコート管 理棟	会議室	一時間につき	一三〇円以内
			野球場	本部席室等	一時間につき	二六〇円以内
			放送室	放送室	一時間につき	一、一七〇円以内
			会議室	会議室	一時間につき	三九〇円以内
			切符売場	切符売場	一時間につき	二六〇円以内
			シャワー室 (選手用)	シャワー室 (選手用)	一時間につき	六五〇円以内
			シャワー室 (審判用)	シャワー室 (審判用)	一時間につき	一三〇円以内
			一回券	一回券	一時間につき	三九〇円以内
			一回券	一回券	一時間につき	三九〇円以内
			一回券	一回券	一時間につき	三、九〇〇円以内

別表第二備考二及び三中「範囲に」を「範囲の上限額に」に、「額の範囲」を「額以内」に改める。

(広島県総合グランド設置及び管理条例の一部改正)

第十九条 広島県総合グランド設置及び管理条例(昭和三十九年広島県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中備考以外の部分を次のように改める。

別表第一(第九条関係)

メインスタジアムの利用料金

個人利用 の場合	専用利用 の場合		分		単位		利用料金の範囲
	アマチュアスポーツに利用する場合	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料無料の場 合		入場料有料の場 合		
			一日につき	半日につき	一日につき	半日につき	
二時間につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	半日につき	一時間につき	二五、三〇〇円以内
一日につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	半日につき	一時間につき	七五、九〇〇円以内
半日につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一一三、九〇〇円以内
一日につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	半日につき	一時間につき	四、七〇〇円以内
一日につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一四、〇〇〇円以内
一日につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	半日につき	一時間につき	二一、〇〇〇円以内
一日につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	半日につき	一時間につき	四六、一〇〇円以内
一日につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一三八、三〇〇円以内
一日につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	半日につき	一時間につき	二〇七、四〇〇円以内
一日につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一〇、二〇〇円以内
一日につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	半日につき	一時間につき	三〇、四〇〇円以内
一日につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	半日につき	一時間につき	四五、六〇〇円以内
二時間につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一〇〇円以内

別表第一備考二中「範囲に」を「範囲の上限額に」に、「額の範囲」を「額以内」に
改め、同表備考三中「額の範囲に」を「利用料金の範囲の上限額に」に、「額の範囲と
」を「額以内と」に改める。

別表第二中備考以外の部分を次のように改める。

別表第二（第九条関係）

野球場の利用料金

専用利用 の場合	区		分		単位		利用料金の範囲
	アマチュアスポーツに利用する場合	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料無料の場 合		入場料有料の場 合		
			一日につき	半日につき	一日につき	半日につき	
一日につき	一日につき	半日につき <td>一時間につき</td> <td>一日につき</td> <td>半日につき</td> <td>一時間につき</td> <td>三一、三〇〇円以内</td>	一時間につき	一日につき	半日につき	一時間につき	三一、三〇〇円以内
一日につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	半日につき	一時間につき	九三、九〇〇円以内
一日につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一四〇、八〇〇円以内
一日につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	半日につき	一時間につき	三、九〇〇円以内
一日につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一一、六〇〇円以内
一日につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一七、四〇〇円以内
一日につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	半日につき	一時間につき	五七、三〇〇円以内
一日につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一七一、八〇〇円以内
一日につき	一日につき	半日につき	一時間につき	一日につき	半日につき	一時間につき	二五七、七〇〇円以内

の場合	する場合		
-----	------	--	--

別表第四備考二中「範囲に」を「範囲の上限額に」に、「額の範囲」を「額以内」に改める。

別表第五中備考以外の部分を次のように改める。

別表第五（第九条関係）

運動場の利用料金

区 分	区 分		単 位	利用料金の範囲
	専用利用 の場合	アマチュアスポーツに利用 する場合		
個人利用 の場合	アマチュアスポーツに利用 する場合	アマチュアスポーツ以外に 利用する場合	一時間につき	一、八〇〇円以内
		一日につき	五、二〇〇円以内	
		半日につき	七、八〇〇円以内	
		二時間につき	四、二〇〇円以内	
個人利用 の場合	アマチュアスポーツに利用 する場合	二時間につき	一八、七〇〇円以内	
			七〇〇円以内	

別表第六中備考以外の部分を次のように改める。

別表第六（第九条関係）

トレーニング室の利用料金

区 分	区 分		単 位	利用料金の範囲
	専用利用の場合	個人利用の場合		
専用利用の場合	個人利用の場合	一時間につき	六七〇円以内	
		半日につき	一、八〇〇円以内	
		一日につき	二、七〇〇円以内	
		二時間につき	七〇〇円以内	

別表第六備考二中「範囲に」を「範囲の上限額に」に、「額の範囲」を「額以内」に改める。

別表第七を次のように改める。

別表第七（第九条関係）

会議室の利用料金

区 分	単 位	利用料金の範囲

会議室		メインスタジアム	
ラグビー場	野球場	小	大
一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき
六七〇円以内	三九〇円以内	八〇〇円以内	一、〇六〇円以内

別表第八中備考以外の部分を次のように改める。

別表第八（第九条関係）

附属設備の利用料金

区	分		単	位	利用料金の範囲
	湯の場合	水の場合			
電光掲示盤	移動式	固定式	一時間につき	一日につき	四、二〇〇円以内
			半日につき	一日につき	二、六〇〇円以内
スコアボード	移動式	固定式	一時間につき	一日につき	一九、〇〇〇円以内
			半日につき	一日につき	三、五〇〇円以内
陸上競技用具	移動式	固定式	一時間につき	一日につき	二、〇〇〇円以内
			半日につき	一日につき	五、九〇〇円以内
光波距離計	移動式	固定式	一時間につき	一日につき	九、八〇〇円以内
			半日につき	一日につき	九、〇〇〇円以内で知事が定める範囲
録画判定装置	移動式	固定式	一時間につき	一日につき	一、九〇〇円以内
			半日につき	一日につき	一、六〇〇円以内
写真判定装置	移動式	固定式	一時間につき	一日につき	五、八〇〇円以内
			半日につき	一日につき	五、一〇〇円以内
トラック競技速報表示器	移動式	固定式	一時間につき	一日につき	二、六〇〇円以内
			半日につき	一日につき	五、一〇〇円以内
円盤・ハンマー兼用サークル	移動式	固定式	一時間につき	一日につき	九三〇円以内
			半日につき	一日につき	三九〇円以内
拡声装置	移動式	固定式	一時間につき	一日につき	八〇〇円以内
			半日につき	一日につき	八〇〇円以内
ストーブ	移動式	固定式	一時間につき	一日につき	八〇〇円以内
			半日につき	一日につき	八〇〇円以内
冷暖房設備	移動式	固定式	一時間につき	一日につき	三、〇〇〇円以内
			半日につき	一日につき	八〇〇円以内
シャワー	湯の場合	水の場合	一室につき一時間	一室につき一時間	三、〇〇〇円以内
			までごとに	までごとに	八〇〇円以内

電気設備	広告設備（野球場に限る。）	
	外野席前部	内野席前部
一キロワットにつき使用時間一時間までごとに	一平方メートルにつき一年	一平方メートルにつき一年
	一七、四〇〇円以内	一五、七〇〇円以内
二六〇円以内で知事が定める範囲		

（広島県立総合体育館設置及び管理条例の一部改正）

第二十条 広島県立総合体育館設置及び管理条例（昭和三十九年広島県条例第三十八号）

の一部を次のように改正する。

別表第一中備考以外の部分を次のように改める。

別表第一（第十条関係）

大アリーナの利用料金

区	分		使用時間及び単位	利用料金の範囲	
	入場料有料の場合	入場料無料の場合			
アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料有料の場合	商品の宣伝を目的として使用する場合	午前九時から午後五時まで一時間までごとに	一二六、九〇〇円以内	
			午後五時から午後九時まで一時間までごとに	二五三、七〇〇円以内	
		その他に使用する場合	午前九時から午後五時まで一時間までごとに	一〇一、二〇〇円以内	
			午後五時から午後九時まで一時間までごとに	二〇二、四〇〇円以内	
		入場料有料の場合	その他に使用する場合	午前九時から午後五時まで一時間までごとに	四一、九〇〇円以内
				午後五時から午後九時まで一時間までごとに	八三、七〇〇円以内
	アマチュアスポーツに使用する場合		午前九時から午後五時まで一時間までごとに	四一、九〇〇円以内	
			午後五時から午後九時まで一時間までごとに	八三、七〇〇円以内	

入場料無料の場合	
午前九時から午後五時まで一時間までご とに	六、一〇〇円以内
午後五時から午後九時まで一時間までご とに	一一、二〇〇円以内

別表第一備考一中「範囲に」を「範囲の上限額に」に、「額の範囲」を「額以内」に改め、同表備考二中「範囲（一）による額の範囲を含む」を「範囲の上限額（一）の規定の適用がある場合は、その場合の利用料金の範囲の上限額」に、「額の範囲と」を「額以内と」に改め、同表備考三中「額の範囲内」を「額以内」に、「利用料金の範囲に」を「利用料金の範囲の上限額に」に、「得た額の範囲」を「得た額」に、「算定した額の範囲」を「算定した利用料金の範囲の上限額」に改め、同表備考四中「額の範囲に」を「利用料金の範囲の上限額に」に、「額の範囲と」を「額以内と」に改め、同表備考五中「定める額」を「定める利用料金」に、「額の範囲に」を「利用料金の範囲の上限額に」に、「額の範囲と」を「額以内と」に改める。

別表第二中備考以外の部分を次のように改める。

別表第二（第十条関係）

小アリーナの利用料金

区		分		使用時間及び単位	利用料金の範囲
アマチュアスポーツ以外に使用する 場合		入場料有料の場合	入場料無料の場合		
その他に使用する 場合		商品の宣伝を 目的として使 用する場合		午前九時から午後五 時まで一時間までご とに	四〇、五〇〇円以内
				午後五時から午後九 時まで一時間までご とに	八一、〇〇〇円以内
				午前九時から午後五 時まで一時間までご とに	三二、四〇〇円以内
				午後五時から午後九 時まで一時間までご とに	六四、八〇〇円以内
				午前九時から午後五 時まで一時間までご とに	一三、五〇〇円以内
				午後五時から午後九 時まで一時間までご とに	二七、〇〇〇円以内

アマチュアスポーツに使用する場合		入場料有料の場合	
入場料無料の場合		午前九時から午後五時までに	午後五時から午後九時までに
午後五時から午後九時までに	午前九時から午後五時までに	午後五時から午後九時までに	午前九時から午後五時までに
八、一〇〇円以内	四、一〇〇円以内	二七、〇〇〇円以内	一三、五〇〇円以内

別表第二備考二中「範囲」を「範囲の上限額」に、「による額の範囲を含む」を「の規定の適用がある場合は、その場合の利用料金の範囲の上限額」に、「額の範囲と」を「額以内と」に改める。

別表第三中備考以外の部分を次のように改める。

別表第三（第十条関係）

柔道場及び剣道場の利用料金

専用使用場の合	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	区分		使用時間及び単位	利用料金の範囲
		入場料有料の場合	入場料無料の場合		
アマチュア	入場料有料の場合	商品の宣伝を目的として使用する場	その他に使用する場	午前九時から午後五時までに	二九、七〇〇円以内
		午後五時から午後九時までに	午前九時から午後五時までに	午後五時から午後九時までに	五九、四〇〇円以内
ユアス	入場料無料の場合	商品の宣伝を目的とする場	その他に使用する場	午前九時から午後五時までに	一三、七〇〇円以内
		午後五時から午後九時までに	午前九時から午後五時までに	午後五時から午後九時までに	四七、三〇〇円以内
ユアス	入場料有料の場合	商品の宣伝を目的とする場	その他に使用する場	午前九時から午後五時までに	九、八〇〇円以内
		午後五時から午後九時までに	午前九時から午後五時までに	午後五時から午後九時までに	一九、五〇〇円以内
ユアス	入場料無料の場合	商品の宣伝を目的とする場	その他に使用する場	午前九時から午後五時までに	九、八〇〇円以内
		午後五時から午後九時までに	午前九時から午後五時までに	午後五時から午後九時までに	九、八〇〇円以内

個人が使用する場合	ポーツに使用する場合		入場料無料の場合		とに	
	小学校児童、中学生徒及び高等学校生徒	右に掲げる者以外の者であつて満一五歳以上の者	午後五時から午後九時まで一時間までご	午後五時から午後九時まで一時間までご	一九、五〇〇円以内	
個人が使用する場合	一回券	一回券	午後五時から午後九時まで一時間までご	午後五時から午後九時まで一時間までご	一、五〇〇円以内	
	一回券	一回券	午後五時から午後九時まで一時間までご	午後五時から午後九時まで一時間までご	三、〇〇〇円以内	
個人が使用する場合	一回券	一回券	午後五時から午後九時まで一時間までご	午後五時から午後九時まで一時間までご	二〇〇円以内	
	一回券	一回券	午後五時から午後九時まで一時間までご	午後五時から午後九時まで一時間までご	二、一〇〇円以内	
個人が使用する場合	一回券	一回券	午後五時から午後九時まで一時間までご	午後五時から午後九時まで一時間までご	四一〇円以内	
	一回券	一回券	午後五時から午後九時まで一時間までご	午後五時から午後九時まで一時間までご	四、一〇〇円以内	

別表第四中備考以外の部分を次のように改める。

別表第四（第十条関係）

弓道場の利用料金

専用使用の場合	区分		使用時間及び単位		利用料金の範囲	
	入場料無料の場合	入場料有料の場合	午前九時から午後五時まで一時間までご	午後五時から午後九時まで一時間までご	六、一〇〇円以内	
個人が使用する場合	入場料無料の場合	入場料有料の場合	午前九時から午後五時まで一時間までご	午後五時から午後九時まで一時間までご	九四〇円以内	
	右に掲げる者以外の者であつて満一五歳以上の者	小学校児童、中学生徒及び高等学校生徒	午後五時から午後九時まで一時間までご	午後五時から午後九時まで一時間までご	一、九〇〇円以内	
個人が使用する場合	一回券	一回券	午後五時から午後九時まで一時間までご	午後五時から午後九時まで一時間までご	二〇〇円以内	
	一回券	一回券	午後五時から午後九時まで一時間までご	午後五時から午後九時まで一時間までご	二、一〇〇円以内	
個人が使用する場合	一回券	一回券	午後五時から午後九時まで一時間までご	午後五時から午後九時まで一時間までご	四一〇円以内	
	一回券	一回券	午後五時から午後九時まで一時間までご	午後五時から午後九時まで一時間までご	四、一〇〇円以内	

別表第四備考二中「範囲（一）」を「範囲の上限額（一）」に、「による額の範囲を含む」を

健康体力相談室		専用使用の場合	
個人が使用する場合		午前九時から午後五時まで一時間までごとに	三、四〇〇円以内
		午後五時から午後九時まで一時間までごとに	六、八〇〇円以内
		知事が定める範囲	

別表第五備考二中「範囲（）」を「範囲の上限額（）」に、「による額の範囲を含む。」を「の規定の適用がある場合は、その場合の利用料金の範囲の上限額」に、「額の範囲内」を「額以内」に改める。

別表第六中備考以外の部分を次のように改める。

別表第六（第十条関係）

会議室及びミーティングルームの利用料金

区 分	使用時間及び単位	利用料金の範囲
大会議室	午前九時から午後五時まで一時間までごとに	三、一〇〇円以内
	午後五時から午後九時まで一時間までごとに	六、三〇〇円以内
中会議室	午前九時から午後五時まで一時間までごとに	一、九〇〇円以内
	午後五時から午後九時まで一時間までごとに	三、八〇〇円以内
小会議室	午前九時から午後五時まで一時間までごとに	一、四〇〇円以内
	午後五時から午後九時まで一時間までごとに	二、七〇〇円以内
ミーティングルーム	午前九時から午後五時まで一時間までごとに	一、四〇〇円以内
	午後五時から午後九時まで一時間までごとに	二、七〇〇円以内

別表第六備考二中「範囲（）」を「範囲の上限額（）」に、「による額の範囲を含む」を「の規定の適用がある場合は、その場合の利用料金の範囲の上限額」に、「額の範囲と」を「額以内と」に改め、同表備考三及び四中「額の範囲に」を「利用料金の範囲の上限額に」に、「額の範囲と」を「額以内と」に改める。

別表第七中備考以外の部分を次のように改める。

別表第七（第十条関係）

駐車場及び附属設備の利用料金

特別電源	いす（観客用）	可動席										壁面収納可動席		大型映像装置	ピンスポットライト	特別照明			音響設備	組立舞台ユニット	バドミントン用フロアマット	テニス用フロアマット	バレーボール用フロアマット	電光得点表示装置			大型電光得点表示装置	駐車場	区分	単位	利用料金の範囲
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する場合		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	大アリーナ	小アリーナ			全灯	大アリーナ	小アリーナ						弓道場							
		一、一二〇席	五、六〇席	一、一二〇席	五、六〇席	一、一二〇席	五、六〇席	一、一二〇席	五、六〇席																						
一キロワット	一脚一日	一式一日	一式一日	一式一日	一式一日	一式一日	一式一日	一式一日	一式一日	一式一日	一式一日	一式一時間	一式一時間	一式一時間	一式一時間	一式一日	一式一日	一式一日	一式一日	一式一日	一式一日	一式一日	一式一日	一式一日	一式一日	一式一日	二九、七〇〇円以内	知事が定める範囲			
七〇〇円以内	七〇〇円以内	六七、五〇〇円以内	一三五、〇〇〇円以内	一三五、〇〇〇円以内	二六九、九〇〇円以内	六七、五〇〇円以内	一三五、〇〇〇円以内	一三五、〇〇〇円以内	一三五、〇〇〇円以内	二六九、九〇〇円以内	一三五、〇〇〇円以内	一三五、〇〇〇円以内	一三五、〇〇〇円以内	二七、〇〇〇円以内	一、四〇〇円以内	二、七〇〇円以内	九、五〇〇円以内	二、七〇〇円以内	六、八〇〇円以内	一、四〇〇円以内	一三、五〇〇円以内	五四、〇〇〇円以内	九〇、四〇〇円以内	三、四〇〇円以内	五、四〇〇円以内	五、四〇〇円以内	二九、七〇〇円以内	知事が定める範囲			

特別控室	一式一日	四四、六〇〇円以内	
広告設備	一平方メートル一年	二六九、九〇〇円以内	
幕類	一式一日	九、五〇〇円以内	
	一時間		

別表第七備考中「範囲に」を「範囲の上限額に」に、「額の範囲」を「額以内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。